

判決年月日	平成28年10月11日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成28年(行ケ)10083号		
<p>○ 「コナミスポーツクラブマスターズ」の文字を標準文字により表してなる商標につき、「M a s t e r s」及び「マスターズ」の商標を使用する原告との関係で役務の出所の混同を生じるおそれはないなどとして無効審判請求を不成立とした審決を、手続違背を理由に取り消した事案</p>			

(関連条文) 商標法4条1項7号, 15号, 19号, 56条, 特許法150条1項, 5項

(関連する権利番号等) 無効2015-890053号, 商標第5707700号

判 決 要 旨

被告は、「コナミスポーツクラブマスターズ」の文字を標準文字により表してなる本件商標(商標第5707700号)の商標権者である。「M a s t e r s」及び「マスターズ」の商標を使用する原告が、本件商標の無効審判請求をしたところ(無効2015-890053号)、特許庁は、無効審判請求を不成立とする審決をした。

審決は、職権証拠調べとして行ったインターネット調査(本件職権証拠調べ)の結果を踏まえ、本件商標は「コナミスポーツクラブマスターズ」又は「コナミスポーツクラブ」の称呼を生じ、「マスターズ(中高年)のためのクラスあるいはプログラムを有するコナミが運営する会員制のスポーツ組織」又は「コナミが運営する会員制のスポーツ組織」の観念が生じるものというべきであるなどとして、その役務の出所につき混同を生じるおそれはなく、不正の目的をもって使用するものとはいえず、また、公序良俗を害するおそれのあるものともいえないなどと判断した。なお、特許庁は、その審判手続において、本件職権証拠調べの結果を原告に対して通知し、相当の期間を指定して意見を申し立てる機会を与えなかった。

本判決は、本件職権証拠調べの結果についての原告に対する通知等の不履践につき、商標法56条が準用する特許法150条5項に違反し、また、本件職権証拠調べの結果が審決の判断の根拠とされていること、これに対する反論、反証の機会が実質的に与えられていたものとは評価し得ず、また、原告に対する不意打ちとならないと認めるべき事情も見当たらないことから、審決取消事由となるものというべきであるとして、これを取り消した。